姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例に係るパブリック・コメント手続の実施結果について

１　募集期間及び意見総数

⑴　意見募集期間：令和８年７月１０日～同年８月１０日

⑵　意見提出状況：２２通３６件

案に対する賛同意見	新たに設ける基準に対する意見	営業に関する運用についての意見	その他の意見	合計
１１	１１	８	６	３６

※　反対意見：なし

２　意見の概要及び市の考え方

No.	分類	提出された市民意見（要旨）	市の考え方
1	賛成意見	特になし	本案への賛同の御意見として承ります。
2		特にありません。	
3		サウナは容易に開閉出来るドアとする。また、非常事態に応じてブザーの設置を行う。	
4		とても大切な改正だと思う。そして、色んな人に知って欲しいと思う。	
5		中からアクションを起こせる非常ブザーの導入は良いと思う。	
6		サウナ室内の非常用ブザーの設置、簡単に押したら開く扉にすることで、皆が楽しめて寛げる、安心・安全な施設になってほしいと心から願っています。	
7		ドアノブなどではなく簡単に開閉出来るドアにするというのは賛成。多少、熱が逃げても簡単な力で押すかスライドでサッと開くドアにするべきだ。	
8		新たに設ける基準については、すべて必要な基準だと考えます。	

9		熱気室内の基準に加え、入浴者の安全対策、また、衛生保持を追加された事 最優先に考える必要があると感じました。	
10		非常用ブザーの設置は賛成。	
11		ハードの整備については、今回新たに設ける基準は必須事項であると思う。	
12	非常用ブザー	非常用ベルを、開店前に、鳴るかなどの動作確認を必須とする。	御意見を踏まえ、非常用ブザーの動作確認や使用方法を掲示することを求める基準を追加します。
13		非常時にブザーを鳴らせる仕組みと毎日の起動試験	
14		メンテナンスは定期的にあるのか。	
15		非常ボタンはあるのか、機能しているのか。	
16		非常用ブザーは、正常に作動するかどうか、点検を数カ月に１回程度するよう指導したほうが良いと思う。	
17		ブザー装置の電源を容易に切ることができないようにする措置も明記した方が良い。	
18		非常ブザー設置は重要だと思う。入場時に説明する、ブザーの位置は分かりやすい場所で分かりやすい色にする、張り紙も大きく書いて貼るとい良い。	
19	出入口構造	ドアは超簡単に開けられる構造でカギはなし。	熱気室の扉は、緊急時の開閉に支障を来さないよう、ドアノブや鍵等の設置は認めず、単に押し引きする構造又は横方向にスライドさせる構造とします。
20		ドアは開閉が楽に出来るのか。メンテナンスは定期的にあるのか。安全である事を明確に表示されていると安心します。	
21		サウナ室の扉は、１年に１回程度、第３者が点検を行う基準を設けて	

		はどうか。	
22	入浴者の状況に注意すること	「熱気室の使用中は、入浴者の安全に注意すること」では、不明確な達成基準であり、形骸化する懸念が極めて高い。「注意すること」を具体的に例示し、利用者の安全を確保する条例改正となることを願う。	具体的な内容については、現時点では想定されることを洗い出し、解釈基準等で示していきたいと考えています。
23	営業に関する運用についての意見	従業員による定期巡回を義務付けしてはどうか。	今回の改正のきっかけとなったのはプライベートサウナであり、プライベートな空間を見回りすることは難しいと考えています。 御意見は、プライベートサウナ以外のものにつきまして、今後の業務の参考として承り、併せて今後の国や他都市等の対応を注視していきたいと考えています。
24		決まった時間にチェック(見回り)して、判子を押していくのはどうか？	
25		また 20 分に 1 回は担当者が一度ドアを押して確認することも必要だと思う。	
26		1 度の利用人数の制限をかけ万が一に備えるのも大切だと思います。	利用制限については、条例で規制するよりも施設ごとにルールを設けることが適当であると考えています。
27		小さな子供だけでは入らないほうが良いのではないかと思う。	
28		最低〇名以上は常時配置するなどの基準を設けてはどうか。	御意見を踏まえ、管理者を常駐させる規定を追加します。
29		熱気室の危険性やリスクなど、従業員に教育・研修を行うよう従業員教育に関する項目の追記が必要と考える。	御意見は、今後の業務の参考として承ります。 また、旅館業法では令和５年の一部改正において、従業員教育に係る規定が追加されていることから、公衆浴場法においても同様の改正がないか、今後の国の対応を注視していきたいと考えています。
30		客には説明を行った後に利用してもらうという事も重要だと思う。	利用者全員に説明をすることが困難な施設もあるため、注意事項を表示する規定を検討します。
31	その他	（現行基準の）中の様子が外から	現行基準の外部から熱気室内を見

		見えるという現行の基準は大事。	通すことができる構造とは、「人が倒れている場合に発見しやすい大きさ、構造であること」と解釈されます。
32		（現行基準の）外部からサウナ室を見通せる構造は、人が倒れている場合に発見しやすい大きさ、構造にすべき。	
33		（現行基準の）熱気室にシャワーまたは浴槽が必要と書かれているが、シャワーだけで良いと思う。	シャワーだけの設置であっても、問題はありません。
34		現行基準の）熱気室にシャワーもしくは浴槽設置、それらの設置が難しい場合は、水道とバケツを用意しておけば良いのではないでしょうか。	御意見は、今後の業務の参考として承ります。
35		二酸化炭素濃度計も設置するのがいいと思います。必須ではなく推奨でも良い。	
36		火事は一瞬にして人生が変わります。昔にとらわれない視線での対応を切にお願いする。	

3　市民意見を受け修正を行った内容

新たに設ける基準（案）	修正内容
熱気室内に非常用ブザーを設置すること。	非常用ブザー等の設置位置について、「入浴者の使用しやすい位置に設けること」とした。また、措置基準として、「正常に作動するか常に確認しておくこと」及び「非常用ブザーの使用方法を入浴者の見やすい箇所に掲示すること」を追加した。
熱気室の出入口はドアノブ等を設けず、簡単に開閉できる構造とすること。	
熱気室の使用中は、入浴者の安全に注意すること。	入浴者の安全に注意するため、「使用中は管理者を常駐させる」規定を追加した。
熱気室内の床面は、耐水材料で作り容易に排水できる構造とすること。	

※以上の新たに設ける基準と修正内容は、旅館業における熱気室にも引用されます。